

## 「農地制度のあり方について（案）」の概要

平成 26 年 7 月 9 日  
全 国 知 事 会

真に守るべき農地の確保の必要性は国と地方を通じた共通の認識だが、現実には、農業・農村を取り巻く厳しい状況の下、農地面積は減少が続いている。

一方、我が国は人口減少社会を迎え、今後、国内の食料需要の低下、都市機能の集約化が進む。こうした社会の変化を踏まえ、今こそ、真に守るべき農地を確保しつつ、住民に身近な地方自治体が主体となって、都市と農村を通じ地域の実情に応じた土地利用行政を実現する観点から、農地制度のあり方を見直すべき。

## 1 基本的な考え方

### (1) 現行制度の課題

#### (a) 農地の総量確保の目標と現実の乖離

- ・ H21 法改正で確保すべき農用地区域内農地の目標面積を設定することとされたが（407 万 ha (H21) → 目標 415 万 ha (H32)）、現実と乖離（406 万 ha (H24)）。
- ・ 耕作放棄地の発生が想定以上。今後の目標については人口減少の勘案も必要。

#### (b) 農地の総量確保の目標の設定プロセスの課題

- ・ 目標設定の過程で国と地方の議論が不十分。地域の実情が適切に反映されていない。

#### (c) 農地確保に資する施策の必要性和農地の多様性への配慮

- ・ 目標の達成に向け、国と地方が役割分担して、個々の農地の実情に応じ、農地確保の施策に取り組むことが必要。特に条件不利農地への配慮が必要。

#### (d) 総合的な土地利用行政の観点からの課題

- ・ 地方が地域の実情を把握し、自ら適切な判断ができるにもかかわらず、農地転用の大臣許可・協議等によって迅速性に欠け、総合的なまちづくりにも支障。

### (2) 見直しの方向性

#### ・ 農地の総量確保（マクロ管理）

地方：農地の確保の責任を国と共有することを基本とした上で、主体的に農地確保の目標を設定して、その管理も行う。目標達成のための施策にも取り組む。

国：総量確保の目標の設定に当たって、食料の安定供給、国土の保全等の観点で地方と議論を行うとともに、設定された目標の管理を全国的な立場で行う。必要な施策の充実を図ることによって目標達成に責任を持つ。

#### ・ 農地転用許可、農振編入・除外（ミクロ管理）

総合的な土地利用行政の観点から、市町村が担う。

## 2 農地の確保に資する国・地方の施策の充実

農地において農業が力強く営まれるよう、国と地方の施策の充実を図るべき。

- ・担い手への農地の集積・集約化や支援の充実、経営環境・生産基盤の整備
- ・遊休農地対策の強化と耕作放棄地の再生
- ・条件不利農地の維持のための施策の推進

## 3 国・地方の協力による実効性のある農地の総量確保の目標管理

### (1) 現実を見据えた合理的な目標の必要性・・・・＜現実を見据えた目標管理＞

- ・耕作放棄地の発生、急激な人口減少等を考慮し、現実を見据えた合理的な目標設定。

### (2) 施策効果ごとの目標の設定・・・・＜根拠のある目標管理＞

- ・農地確保の施策効果ごと（①農振編入促進、②農振除外抑制、③耕作放棄地の発生抑制、④耕作放棄地の再生）の目標を、国・地方の施策を踏まえて設定。

### (3) 国と地方の十分な議論のための枠組み・・・・＜納得感のある目標管理＞

- ・目標は市町村が主体的に設定した目標を積み上げたものを国の目標とすることを基本とし、国と地方が十分議論を尽くした上で設定。また、国・都道府県のほか、市町村の農振整備計画にも確保すべき農用地区域内農地の目標面積を明記。

### (4) 国と地方による「実行計画」の策定と事後評価・・・・＜実行力のある目標管理＞

- ・国、都道府県、市町村それぞれ、「実行計画」を策定し、専門家（国のレベルは地方代表を含む。）で構成される第三者機関が事後評価。

### (5) 条件不利農地の扱い

- ・条件不利農地について、地域の農業、農村の維持のために施設用地等として農振除外を行う場合の農地面積の減少は、事後評価で地域の実情を十分勘案。

## 4 農地転用許可制度、農振編入・除外制度の見直し

- ・農地転用許可については大臣許可・協議を廃止した上で、市町村に移譲し、国、都道府県の関与は不要とする。
- ・農水省実態調査で知事許可に不適正事案が見られるとの指摘を踏まえ、次の措置
  - (a) 現場の課題等について国と地方の意見交換を行う場を速やかに設置。意見交換、実態調査の結果等を踏まえ、法令の基準等を明確化。
  - (b) 農業委員会の学識経験者選任委員の比率（現在4人以内）を高めることができるようにする。一方、都道府県農業会議の意見聴取の義務付けは廃止し、許可権者が必要に応じて意見聴取。
- ・農振編入・除外に当たっての知事の同意は不要とする。